

被扶養者の認定基準

➤ 「被扶養者」として認められる親族の範囲

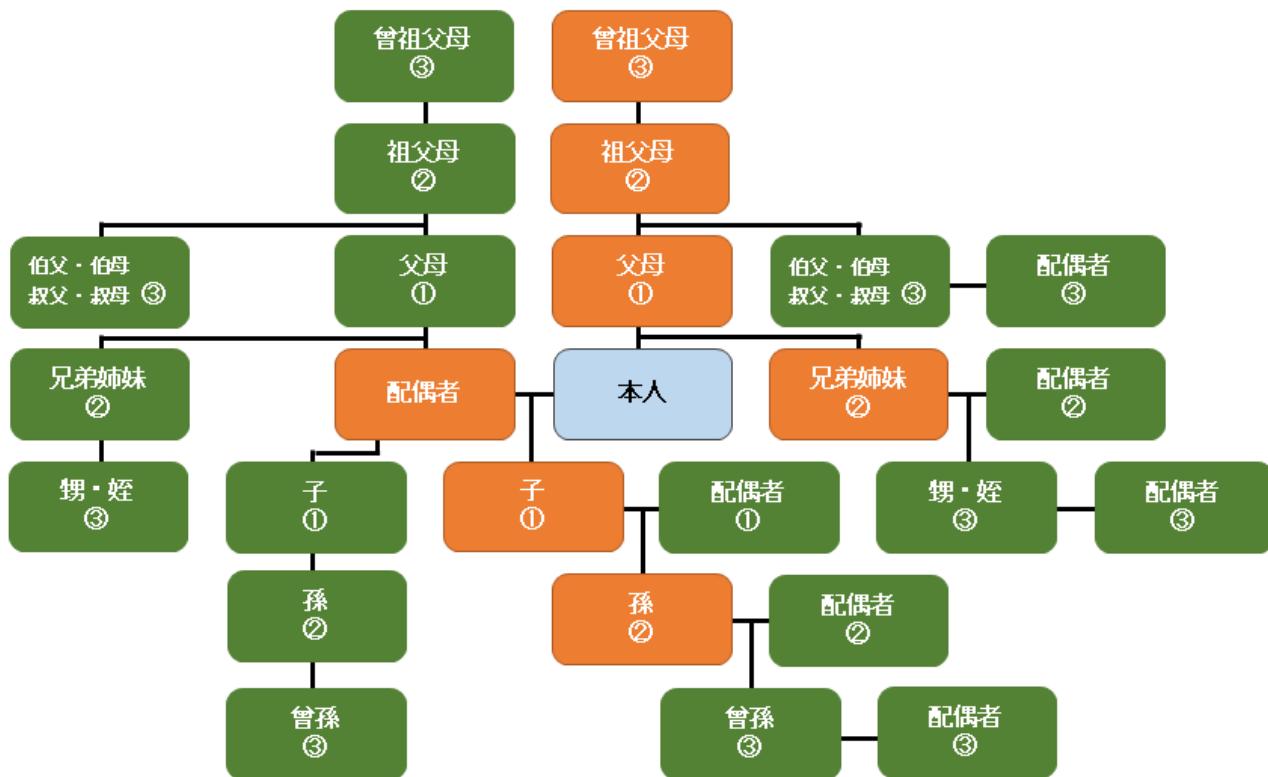
健康保険が認める「被扶養者」の範囲は、被保険者（社員）本人から見て3親等内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。

さらに同一世帯※が要件とされる親族もあります。

※同一世帯とは、「被保険者と住居及び家計を共同にすること」をいいます。

※二世帯住宅などで同居していても、「住民票」を世帯分離している場合は、原則として同一世帯とは認められません。

なお、75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者になれません。



■ 同居・別居可

■ 同居が条件

① 1親等

② 2親等

③ 3親等

➤ 認定対象者の収入基準

厚生労働省の通達などにより、次の1、2の両方の条件を満たしている必要があります。

1. 収入

被扶養者の年齢など	年間収入	月額	日額
被保険者の配偶者を除く 19歳以上 23歳未満の場合	150万円未満*	125,000円未満*	4,167円未満*
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

*令和7(2025)年10月1日から適用。学生か否かは問わず年齢で判断。年齢はその年の12月31日時点で判定。

2. 被保険者との世帯関係・収入・送金（仕送り）

被保険者と被扶養者が 同居（同一世帯）※の場合	被扶養者の年間収入が、被保険者の年間収入の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が 別居（別世帯）の場合	<p>① 別居の被扶養者への被保険者からの送金が、被扶養者の収入額以上であること</p> <p>② 生活費の送金が毎月行われていること</p> <p>③ 送金していることを公的な証明書で証明できること（銀行口座への振込み、現金書留による送金等、第三者から見ても被保険者により別居者の生計を維持している事実が分かる方法をお願いします。手渡しは認められません。）</p>

※同一世帯とは、「被保険者と住居および生計を共同にすること」をいいます。同居していても「住民票」を世帯分離している場合は、原則として同一世帯とは認められません。

➤ 国内居住要件

令和2（2020）年4月1日施行の法改正等により、被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されました。

日本国内に住所を有さない方（下記①～⑤を除く）は、健康保険の被扶養者とは認められません。

下記①～⑤に該当する被扶養者については、別途届け出が必要です。G E 健康保険組合へご連絡ください。

【国内居住要件の例外】

- ① 海外留学する学生
- ② 海外赴任に同行する家族
- ③ 海外赴任中の新たな同行家族とみなせる方（海外赴任中に生まれた被保険者の子や海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者）
- ④ 観光・保養・ボランティア活動など就労以外の目的で一時的に渡航する方（ワーキングホリデー、青年海外協力隊等）
- ⑤ ①～④の他、渡航目的やその他の事情を考慮して国内に生活の基礎があると認められる方